

— 附 属 资 料 —

# 1 用語解説

用語		解説
ア行	一般会計	会計区分の一つで、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した会計のこと。 これに対し、特定の事業を行ったり、特定の収入を特定の支出に充てるため、経理を独立して設けられるものを特別会計という。下水道事業は、特別会計に属する。
	一般会計繰入金（繰入金）	下水道事業が負担すべきでない経費（雨水処理費等）について、一般会計から受け入れるお金のこと。
	雨水管理総合計画	下水道による浸水対策を計画的に進めることを目的に策定されるもの。当面・中長期にわたる、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めたもの。
	雨水浸透ます	雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砕石等を敷き並べ、そこから雨水を地下に浸透させるもの。
	打ち水	庭や道路等屋外に水を撒く昔からの日本の風習。また、その撒く水のこと。
	雨天時浸入水	降雨時に分流式下水道の汚水管きょへ浸入する雨水や地下水のこと。
	汚水処理費	下水道の管理に要する経費のうち汚水に係る維持管理費及び資本費（減価償却費＋支払利息等）の合計。下水道使用料が負担する経費。
	汚濁負荷量	公共用水域に排出される有機物や窒素・リン等の汚濁物質質量。
カ行	改築・修繕	管路施設の全部、または一部の布設替えあるいは管更生を行うこと。
	企業債	地方公営企業が建設時の資金調達等のために借入れることによる債務で、その償還が一会計年度を越えて行われるものをいう。
	キャッシュ・フロー	一事業年度における現金の収支のこと。
	グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、環境保全に留まらず、防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

	用語	解説
カ行 (つづき)	経営戦略	各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。
	経営比較分析表	経営指標の経年比較や他の公営企業との比較などを行い、現状や課題等を的確に把握するとともに、わかりやすく説明するため、総務省の様式に基づき、毎年度策定し公表するもの。
	下水汚泥	下水処理場等から下水を処理した際に発生する泥状物質。
	下水道使用料	下水道の維持管理費等の経費に充てるため、下水道管理者が条例に基づき使用者から徴収する使用料のこと。
	下水熱	再生可能エネルギーの一つで、ヒートポンプの原理で下水と大気の温度差を利用して空調や給湯等の熱源とするもの。
	下水熱ポテンシャルマップ	下水熱を利用するための目安となる熱量を示したマップ。
	減価償却費	管きょなど、時の経過等によってその価値が減少する資産について、その取得に要した金額を一定の方法によって各事業年度の費用として配分したもの。
	健全な水循環	平成 10 年に発足した健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議（環境省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）の中では、「流域を中心とした一連の水の流れの過程において人間の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に確保されている状態」と定義されている。
	公営企業会計	独立した企業として経営を成り立たせていく会計制度。これにより財政の適正化、下水道使用料の最適化等へ結びつき下水道基盤強化に直接繋がる効果が期待される。
	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道。小平市では、昭和 45 年度に事業として整備を始めた。
	公共用水域	水質汚濁防止法に定められる公共利用のための水域や水路（河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝きょ、かんがい用水路、その他の公共の用に供される水域または水路）のこと。
高度処理	通常の有機物除去を主とした処理（二次処理）で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行われた処理。除去物質は浮遊物、栄養塩類、その他がある。	

用語		解説
力行 (つづき)	合流式下水道	汚水及び雨水を同一の管きよで排除し、処理する方式。 分流式に比べ管路施設の建設が容易（経済的・効率的）である一方、雨天時に汚水の一部が公共用水域へ未処理で排出されるため、汚濁負荷量、病原性微生物等による公衆衛生上の安全性、きょう雑物（下水に含まれる固形物で、管きよ内の堆積物の原因となる物質）による景観に関する課題がある。 ※昭和 45 年 12 月の下水道法改正以降に策定された下水道計画は、分流式下水道により整備が行われている。
サ行	再生水	高度処理等によって、種々の再利用に適するようになった下水。
	在来管	小平市において、公共下水道が整備される前から排水路として活用されていた管きよ（開水路も含む）。
	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、土地の高度利用によるオープンスペースの創出、良好な生活環境を備えた都市型住宅の供給や、都市機能の更新を図るとともに、不足している道路・緑地などの公共施設を計画的に整備し、安全かつ快適な生活空間を創出する総合的なまちづくり事業のこと。
	事業計画	全体計画に定められた計画を実施するため、事業計画期間（通常 5～10 年）における年次ごとに定められた計画をいう。
	資産維持費	更新投資が新設当時より増大する場合に必要な費用。
	指定管理者制度	公の施設について、住民サービスの質の向上を図るために、民間事業者等が有するノウハウを活用する制度。
	浸水シミュレーション	コンピューター上で対象区域の地形や施設等の現状を再現し、その中で様々な降雨条件や下水道の施設整備状況（現況、計画）を考慮した上で、浸水被害の状況（浸水エリア、浸水深等）を予測するもの。
	ストックマネジメント	施設の状況を長期的に予測し、計画的かつ効果的に施設を管理していく手法のこと。

用語		解説
夕行	耐用年数	本来の用途に使用できると思われる推定年数をいう。
	地球温暖化	人間の活動により二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中に蓄積することにより生じる気温の上昇や降水量の変化等の気象変化。
	中水道	水道ほど上質ではないが、下水よりはるかに浄化され、トイレ用水、散水、冷却・冷房用水、消化用水、清掃用水等に利用できる再生水のこと。
	長期前受金戻入	償却資産の取得のため、補助金等（補助金、一般会計繰入金等）の交付を受けた場合に、当該交付額を長期前受金（負債）として整理し、資産の価値の減少（減価償却費等）に応じて、長期前受金を各事業年度の収益としたもの。
	長寿命化	時間とともに老朽化していく施設の予防保全的な管理及び管きょ内面の被覆あるいは部分取替等により、施設の耐用年数（本来の用途に使用できると思われる推定年数）を延ばし、機能を維持すること。長寿命化を効率的に行うため対策内容、規模、期間等を定める計画を「長寿命化計画」、施設の延命化を図り、かつ、ライフサイクルコストが安価となる対策のことを「長寿命化対策」という。
	都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。
	取付管	汚水を公共汚水ますから污水管へ流すため、市が設置し、管理する排水管のこと。

用語		解説
八行	ハード対策	施設を設置することによって被害抑制を図る対策。
	排水設備	下水を公共下水道に流出させるために必要な排水管、その他の排水施設で、土地、建物等の所有者及び管理者が設置するもの。
	ヒートアイランド現象	都市部において、人口や経済活動が集中して、エネルギー消費増加に伴う排熱の増加や大気汚染による放射赤外線の減少により、都市内の気温が郊外に比べ上昇すること。
	PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4段階を順次行い継続的に事業を改善するための運営管理、品質管理の手法の一つ。
	分流式下水道	汚水と雨水を別々の管きょ系統で排除する方式。 汚水のみを下水処理場に導く方式であるため雨天時に汚水を公共水域に未処理で放流することがないので、水質汚濁防止上有利である。
	包括的民間委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。
マ行	水再生センター	東京都で定義している下水処理場の名称。一般的には、下水道法第2条に定める終末処理場のこと。
ラ行	ライフサイクルコスト	ある施設における初期建設コストと、その後の維持管理費用等を含めた生涯費用の総計。
	流域下水道	2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、下水処理場と幹線管きょからなる。事業主体は原則として都道府県である。 小平市の下水道は、多摩川流域下水道及び荒川右岸東京流域下水道に属する。
	流域下水道維持管理負担金	流域下水道を管理する都道府県が、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用を流域下水道により利益を受ける市町村に対しその利益を受ける限度において負担するもの。
	流動資産	現金や比較的短期間のうちに回収され現金に換えることができる未収金等の資産。
	流動負債	支払期限が1年以内に到来する負債（翌年度償還予定企業債元金や未払金等）。
	留保資金（内部留保）	減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって、企業内に留保される自己資金（現金・預金等）のこと。

## 2 小平市第二次下水道プラン中間見直しの経過

年月日	項目	内容
令和7年3月18日	令和6年度 第3回小平市環境施策推進本部会議	小平市第二次下水道プラン中間見直しの基本方針策定について
令和7年5月19日	令和7年度 第1回小平市環境審議会	小平市第二次下水道プラン中間見直しの基本方針について
令和7年12月25日	令和7年度 第4回小平市環境審議会	小平市第二次下水道プランの中間見直し素案について
令和8年2月5日	令和7年度 第3回小平市環境施策推進本部会議	小平市第二次下水道プラン中間見直し(案)について
令和8年3月25日	令和7年度 第5回小平市環境審議会	小平市第二次下水道プラン中間見直しについて
令和8年3月	小平市第二次下水道プラン後期計画 公表	

- ※ 1 小平市環境施策推進本部は、小平市環境基本条例第8条第2項の規定に基づき設置される、市長、副市長及び教育長並びに部長及び部長相当職で構成される庁内組織であり、小平市の環境の保全等に関する施策について総合的に推進及び調整を行います。
- ※ 2 小平市環境審議会は、小平市環境基本条例第14条に基づく市長の附属機関であり、環境基本計画及び環境保全等に関する基本的事項に関することについて調査及び審議します。市民、事業者、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員により構成されます。

### 3 小平市環境審議会委員名簿

【第12期】任期2年 令和5（2023）年9月1日～令和7（2025）年8月31日）

職名	氏名	所属等	区分	備考
会長	奥 真美	東京都立大学教授	学識経験者	
副会長	中島 裕輔	工学院大学教授		
委員	竹内 大悟	早稲田大学自然環境調査室長	市民公募	
	京島 良幸	市民		
	坂岸 真子			
	堀米 明			
	渡邊 吉夫			
	綿貫 知己			
	夏原 由雄	西武バス株式会社	事業者	令和7(2025)年 4月17日まで
	嶋崎 大介			令和7(2025)年 4月18日から
	渡邊 智宏	多摩信用金庫		令和7(2025)年 4月8日まで
	佐伯 大太			令和7(2025)年 4月9日から
野崎 幸重	小平商工会長		令和6(2024)年 8月27日から	
浅加 昌洋	東京都環境局総務部 自治体連携推進担当課長	関係行政機関職員	令和7(2025)年 5月7日まで	
河野 幸介			令和7(2025)年 5月8日から	

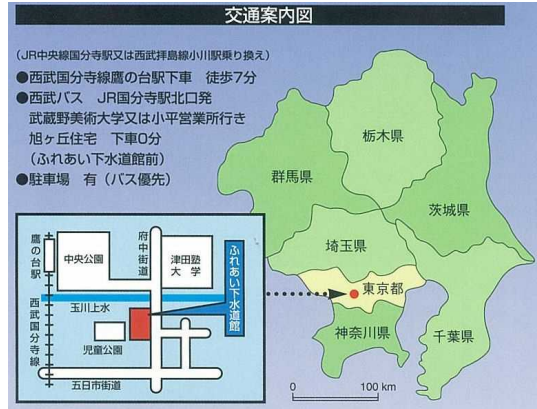
【第13期】任期2年 令和7（2025）年9月1日～令和9（2027）年8月31日）

職名	氏名	所属等	区分	備考
会長	奥 真美	東京都立大学教授	学識経験者	
副会長	中島 裕輔	工学院大学教授		
委員	小柳 知代	東京学芸大学准教授	市民公募	
	久原 京子	市民		
	菅生 直美			
	福原 葉子			
	堀米 明			
	渡邊 吉夫			
	嶋崎 大介	西武バス株式会社	事業者	
	佐伯 大太	多摩信用金庫		
	野崎 幸重	小平商工会長		
河野 幸介	東京都環境局総務部 自治体連携推進担当課長	関係行政機関職員		

### 表紙のイラスト：ふれあい下水道館

地下 25m に埋められている実際の下水道管きよの中に入り、下水の色や臭い等を体験できる全国でも珍しい施設です。

本市全域の下水道整備（汚水）が完了したことを記念して作られました。



〒187-0022 東京都小平市上水本町1-25-31  
TEL.042(326)7411 FAX.042(326)9266

#### — ご利用案内 —

開館時間／午前10時～午後4時まで  
休館日／①毎週月曜日（休・祝日の場合はその直近の平日）  
②12月27日から1月5日まで  
入館料／無料

## 小平市第二次下水道プラン後期計画

発行年月	令和8年（2026年）3月
編集・発行	小平市環境部下水道課
住所	〒187-8701 小平市小川町二丁目 1333 番地
電話番号	(042)341-1211（代表）
ファックス	(042)341-9520
電子メール	gesuido@city.kodaira.lg.jp
価格	¥350

この印刷物は再生紙を使用しています。





合流区域



分流区域(污水)



分流区域(雨水)

小平市デザインマンホール蓋

